

Q 三六協定の周知はどのようにすればよいですか

A 労働基準法第 106 条第 1 項では「使用者は、この法律及びこれに基づく命令の要旨、就業規則、第 18 条第 2 項…、第 36 条第 1 項…に規定する協定並びに第 38 条の 4 第 1 項及び第 5 項に規定する決議を、常時各作業場の見やすい場所へ掲示し、又は備え付けること、書面を交付することその他の厚生労働省令で定める方法によって、労働者に周知させなければならない」と定めています。したがって、三六協定についても、一定の方法によって労働者に周知しなければならないこととされるわけです。

周知の方法としては、掲示や備え付け、書面の交付に加えて厚生労働省令で定める方法」とされています。

具体的には、同法施行規則第 52 条の 2 で次のように定められています。

- ① 各作業場の見やすい場所へ掲示し、又は備え付けること
- ② 書面を労働者に交付すること
- ③ 磁気テープ、磁気ディスクその他これに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること